

兵高教組

確定速報6号

2015年11月30日 調査情報23号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745
 FAX : 078-351-3185
 URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>
 mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

賃金確定特集その1

給料ってどれくらい上がるの？

今期賃金確定交渉の結果については、前回確定速報でお知らせをしました。課題も残りましたが、2年連続での賃金改善など前進面もありました。今回の確定速報では、今年度の賃金がいったいどれくらい上がるのかについて特集したいと思います。

今年度の賃金は3つの改善を県教委に実施させることができました。

- ①給料表を4月に遡って改定させ、それによって賃金を改善させる。
- ②地域手当を4月に遡って0.25%引き上げさせる。
- ③勤勉手当を6月期に遡って0.1月分改善させる。

以上3つの改善でどれくらい賃金が上がるのか、年度末に支給される差額がどれくらいになるのかを試算します。

そもそも差額とは

私たちの今年度の賃金は、11/24～25に山場を迎えた、賃金確定交渉で決定します。4月から給料や手当をもらっているのに、この時期になって4月からの賃金が確定するのです。ですから4月からの賃金が改善した場合、すでに支払い済みの賃金を改善することになるため、その改善分はまとめて「差額」として支給されることとなります。

つまり、4月から3月までの給料月額や地域手当の改善分12ヶ月分に、その影響を受ける一時金の4.1月分を加えた16.1月分の改善額をまとめて支給するのです。そしてさらに0.1月分の勤勉手当の改善も含めてた改善分が「差額」支給されます。支給時期は年度末になる見込みです。

※条例提案の時期が早ければ、3月の給料が改善額で支給され、「差額」が15.1月分となる可能性もあります。

その1 給料表改正による賃金アップ 年齢層で50,000円の差額支給も

給料表の改定により、給料表は平均で0.35%、額にして月額1100円～2800円引き上げられます。しかし、多くの教職員が現給保障されているため、給料表を改定しても現給保障額を超えません。そのため多くの教職員にとって、給料表改定による実質的な賃金改善はありません。しかし、現給保障されていない、あるいは現給保障額の少ない20代の教職員は給料表の改定により、実質の賃金改善となります。

22歳～27歳ぐらいまでの教諭は月額2,500～2,800円ほど改善されます。28歳～29歳ぐらいまでなら600円～2,100円ほどの改善となりますが、30歳ぐらいからは賃金は改善されません。

2,800円改善される教職員の差額は50,000円ぐらいになります。

その2 地域手当引き上げによる賃金アップ

給料表の改定が、一部教職員の賃金改善にしかつながらないということで、地域手当の改善を実施させることができました。全教職員を対象に4月に遡って0.25%引き上げます。

例えば25歳の教諭であれば月額約550円、35歳で約850円、45歳で約1000円、55歳で約1100円改善されます。

これによる差額は25歳で約9,000円、35歳で約14,000円、45歳で約17,000円、55歳で約18,000円となります。

その3 勤勉手当による賃金アップ 高齢層で50,000円を超える改善

最後は勤勉手当の改善です。勤勉手当は6月と12月それぞれ0.05月ずつ、年間で0.1月（再任用者については0.05月）改善されます。

25歳の教諭であれば年額24,000円、35歳で約39,000円、45歳で約47,000円、55歳で約52,000円に近い額が改善されます。そしてこの額が差額として支給されることとなります。
 ※ 地域手当の額によって、差額の額も違ってきます。

差額の合計は？

今期確定交渉で、2015年度の賃金を、以上3つの点で賃金改善させることができました。これも、4551筆の署名へのご協力があったからこそです。署名へのご協力ありがとうございました。

それまで見てきた3つの賃金改善による差額の合計額は、
 25歳ぐらいの教諭で約80,000円、35歳ぐらいで約50,000円、
 45歳ぐらいで約65,000円、55歳ぐらいで約70,000円となる見込みです。
 ただ、これは現時点での試算であり、また、地域手当や扶養手当の額によっても額は変わるので、あくまで目安と考えていただければと思います。

なぜ？差額の年度末支給

この差額支給は本来、確定交渉を経て、12月議会への条例提案が行われ、年末に支給されるものです。しかし、安倍内閣が政治的かけひきによって、臨時国会を召集しなかったため国家公務員の賃金を確定する給与法の成立が通常国会（1/4召集）へ先送りされました。それを受けて総務省が地方公務員が先に決めないよう、各自治体に圧力をかけたため、確定交渉が終わったにもかかわらず、12月議会へ給与条例の提案ができず、提案は2月議会へとずれ込みました。その結果、差額支給も年度末となる見込みです。

2016年度の賃金は？

2016年度の賃金は、今回交渉山場を経て確定した2015年度賃金をベースとして、来年の確定交渉で確定させていきます。しかし、すでに決まっているものもあります。それは県「行革」による賃金カットの縮小です。来年度は給料月額のカットが今年度よりさらに0.7%縮小されるため、その分の賃金が上昇します。

次回は臨時教職員について特集します。